

福島県水防計画 修正案の概要

土木部河川整備課

■主な修正概要

○宇多川（洪水予報河川）の基準水位の見直し

名称	水位		概要	警戒レベル (洪水予報で発表 される情報)
	見直し前	見直し後		
氾濫危険水位	3.40m	3.30m	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生ずる氾濫の起こる恐れがある水位であって、市町村長が発表する避難指示の目安となる水位。	警戒レベル4相当 (氾濫危険情報)
避難判断水位	2.70m	3.00m	住民に対し氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位であって、市町村長が発表する避難準備情報の目安となる水位。	警戒レベル3相当 (氾濫警戒情報)
氾濫注意水位	2.30m	2.70m	洪水による災害の発生を警戒すべき水位であって、水防団が水防活動に出動する水位。	警戒レベル2相当 (氾濫注意情報)
水防団待機水位	1.30m	1.80m	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。	警戒レベル1相当 (早期注意情報)

【理由】基準水位(水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位)の見直しについて市町村と協議が整ったため。

※補足説明

- ・平成25年6月の災害対策基本法の改正により、基準水位の設定方法に係る規定が改定となったことを受け、順次、県管理河川の基準水位の見直しを進めてきたが、宇多川については、令和元年10月の東日本台風による被害及びその後の改良復旧事業等を反映し、現状に合わせた基準水位を検討することとなった。
- ・令和6年度に宇多川の復旧工事が完了したため、県と相馬市で協議し基準水位を変更することとなった。